

副食費免除説明チラシ(保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園)

保育所・認定こども園・幼稚園（新制度移行）を利用する保護者の皆さまへ

1号認定・2号認定における低所得世帯等や多子世帯の副食費の負担軽減のため、副食費分が免除される場合があります。対象となる方については、町から【免除のお知らせ】をする予定です。

1 対象者・対象範囲

◆ 年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象です。

※年収 360 万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される市町村民税額を元に町が行います。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収 360 万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収 360 万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除

◆ 免除となるのは、副食費（おかず代やおやつ代等）のみです。

◆ 主食費（米、麺、パン等）は免除にはなりません。

◆ 免除対象者は、副食費代を施設に支払うことはありません。



2 多子世帯の第3子カウント方法

◆ 多子世帯の第3子のカウント方法は、1号認定は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として、2号認定は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

